

訓 令 番 号

訓 令 名

訓令第7号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

【平成30年10月24日公布 所管課：総務課】

さいたま市訓令第7号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第3（第3条関係） 個別専決事項						別表第3（第3条関係） 個別専決事項					
[略]						[略]					
建設局						建設局					
[略]						[略]					
建築部						建築部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長	課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]						[略]					
建築行政課	1 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく認定及び許可（第7条の6及び第18条第24項の規定による認定、 <u>第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可並びに第85条第5項及び第6項の規定による許可を除く。</u> ）をすること。 2～6 [略]		○			建築行政課	1 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく認定及び許可（第7条の6及び第18条第24項の規定による認定 <u>並びに第43条第1項ただし書及び第85条第5項の規定による許可を除く。</u> ）をすること。 2～6 [略]		○		
[略]						[略]					
[略]						[略]					
建設事務所						建設事務所					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長	課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長

[略]			
建築指導課	1 建築基準法第7条の6及び第18条第24項の規定による認定、 <u>第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可並びに第85条第5項及び第6項の規定による許可をすること。</u>	○	
2～10 [略]			
[略]			
備考 [略]			

[略]			
建築指導課	1 建築基準法第7条の6及び第18条第24項の規定による認定 <u>並びに第43条第1項ただし書及び第85条第5項の規定による許可をすること。</u>	○	
2～10 [略]			
[略]			
備考 [略]			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。